

連盟加入団体ゴルファー保険請求方法

関東学生ゴルフ連盟は、1人当たり1,700円の保険料を東京海上日動火災保険株式会社に支払っています。

2023年度契約内容		
死亡保障 300万円	入院補償 1日3,000円 (180日以内)	通院補償 1日1,500円 (180日以内)
個人賠償補償 1億円		携行品 10万円

1. 補償内容

(1) 第三者に対する賠償責任

①支払い限度額… 1億円

②被保険者がゴルフの練習・競技・指導中に第三者にケガをさせたり、物をこわしたことによる損害賠償費用を補償します。プレー中、練習中であれば場所を問いません。

※示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

(2) 被保険者自身の障害、死亡後遺障害

①支払い限度額… 300万円

②被保険者が有料のゴルフ場、ゴルフ練習場において、練習・競技・指導中に被ったケガによる入院・通院・死亡・後遺障害に対して補償します。

(3) ゴルフ用品の損害

①支払い限度額… 10万円 免責金額5,000円

②ゴルフ場、ゴルフ練習場において、被保険者が

被った所有ゴルフ用品の盗難・クラブ破損・曲損に対して補償します。

*紛失、自然の消耗、変質は対象外。

※免責金額は保険事故（保険会社が保険金の支払いをする事故）が起きた際に、お客様が自己負担しなければならない金額のことです。

2. 保険金の請求方法

事故が起きた場合は、速やかに後記5の保険事故担当者あて報告のうえ、3ヶ月以内に必要処理を添えて請求手続きを行ってください。

(1) クラブ破損等の場合の必要書類

- ①賠償責任保険金請求書…事故受付後、保険会社より送付されます。
- ②事故証明書…ゴルフ場、練習場で発行してもらう。
- ③破損クラブの写真…一枚で可、修理不能の場合も必要。写真で判定できない場合、現物が必要となります。
- ④修理代請求書…見積書でも可、修理不能の場合も修理不能見積書が必要。
- ⑤その他…事故内容によってはその他の書類が必要となる場合があります。

〈注意〉 破損クラブの購入日からの経過年数により、修理代が全額補てんできない場合がありますのでお含みください。

- (2) 賠償責任、障害事故の場合、事故証明書を手入のうえ、後記5の保険事故担当者に速やかに連絡してください。

3. 保険金の支払い対象となる例

- (1) 練習場やゴルフ場で打球やクラブが他人に当たり、ケガをさせてしまったとき。
- (2) ゴルフ場の急斜面で転倒したり、他人の打球が当たったりして、自分自身がケガをしたとき。
- (3) 練習場での練習中やゴルフコースにおいてのラウンド中に、シャフトが折れたり、ヘッドが壊れたとき。

4. 保険金の支払い対象とならない例

- (1) 練習場やゴルフ場へ行く途中、自動車事故でケガをしたとき。
- (2) 車のトランクに入れていたゴルフバックの盗難。

5. 保険事故担当者

〒154-0005

東京都世田谷区三宿1-13-4

グランドステージ三宿201

TEL: 03 (6453) 2638

FAX: 03 (6453) 2658

東京海上日動火災保険(株)

代理店 (有)グッド・ウッド

担当者 わたなべ 渡邊 しんご 真羽